



おんじ けんすけ
遠地 謙介

でるた

社会保険労務士という職務上、雇用流動化の動きと労働行政の動きには敏感になる。

経済危機に陥った昨年10月以降、「派遣切り」という言葉がマスコミに登場

して久しい。2004年、労働

雇用の安定

ために申請を検討する必要があ

る。

者派遣法が改正され製造業派遣が解禁されたことで、この経済不況を受けて「派遣切り」にながったという世論がある。しかし「製造業派遣解禁」のみを取り上げるならば、製造業各社の必要な契約期間で必要な労働力を確保したいという要望にこたえただけでなく、さらなる労働力を求めた海外進出への歯止めとなった経済効果は計り知れない。

この景気悪化を受けて、雇用の安定を図るべく厚生労働省もさまざまな政策を打ち出している。

その一つが、「雇用の安定を守るための助成金」だ。助成金は融資と異なり返済不要である。企業の売り上げが下がっていても解雇を行わず、休業、教育訓練などを行うことで雇用を守る企業に助成する制度。「雇用調整助成金」と「中小企業緊急雇用安定助成金」があり、要件に合致すれば企業を守るため、雇用を守るために申請を検討する必要がある。

さらに今年2月以降さまざまな助成金が新設、拡充されている。しかし、要件に合致しているにもかかわらず、制度を知らなかったため利用されていない現状があるのは残念だ。これらの制度が分からない場合は、社会保険労務士に相談し、雇用の安定に寄与されることをお勧めする。

(遠地経営労務法務事務所代表

|| 広島市)